

# 新座市立第六中学校

## いじめ防止等のための基本的な方針

令和8年5月改正

新座市立第六中学校

# 目 次

1	はじめに	1
2	定義	1
3	いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
4	いじめの防止等のための、各実施主体の責務及び役割	2
5	いじめの防止等のための組織	4
6	いじめの防止等のための対応	5
7	いじめの防止等のための具体的な取組	7
8	重大事態への対処	9
9	学校いじめ防止方針の取扱いについて	10

## 1 はじめに

いじめは「どの子供にも、どの学校でも起こり得るもの」であり、全ての子供に関係する問題である。そして、いじめは、いじめを受けた子供の尊厳を傷つけ、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身に深刻な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある人権問題である。

本校においては、いじめ問題担当者を中心とした組織的な体制を整えるとともに、実態に応じた具体策に取り組み、いじめの未然防止、早期対応、早期解決に努めているところである。

しかし、現状としては、生徒は、自分をかけがえのない存在であるととらえる「自尊感情」や自分のよさや個性を認める「自己肯定感」が低く、また、相手の気持ちや立場を思いやることができないために様々な問題が発生しており、いじめにつながるような言動も散見される状況にある。

こうした状況を踏まえ、策定された新座市いじめ防止基本方針を受けて、これまでの取組を更に実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、学校、保護者、生徒、地域 等が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 2 定義

### (1) いじめの定義

(法第2条第1項)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめが「解消している」状態の定義

文部科学省による「いじめの防止等のための基本的な方針」が平成29年3月に改定され、いじめが「解消している」状態について明記された。以下は、その抜粋である。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

### 3 いじめの防止等の対策に関する基本理念

(法第3条)

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### 4 いじめの防止等のための、学校等の責務及び役割

生徒のいじめを防止するためには、基本理念を踏まえ、市をはじめとして、学校及び学校の教職員、保護者、生徒、市民及び地域団体※が「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得る」という認識を持ち、それぞれの責務及び役割を自覚し、一体となっていじめの防止等のための対策を推進することが重要である。以下、それぞれの責務及び役割について示す。

※ 新座市民及び新座市にある団体

#### (1) 学校及び学校の教職員の責務

(法第8条)

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

- ① 教職員は、法の定める「いじめの定義」を正しく理解し、また生徒に『どんなことがいじめに該当するか』を正しく理解させる。
- ② 教職員は、「いじめは、どの子どもにも起こり得る可能性がある。」という認識の下、学校として配慮が必要な生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、その特性がいじめにつながることはないよう、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- (例) ・ 発達障がいを含む、障がいのある生徒
- ・ 海外から帰国した生徒や外国籍の生徒
- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
- ・ その他、学校として配慮が必要であると判断する生徒

- ③ 教職員は、生徒が感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ④ 教職員は、いじめに係る情報を抱え込むことなく、「学校いじめ問題対策委員会」に報告を行い、組織的に対応する。
- ⑤ 学校及び学校の教職員は、いじめを発見したら、必ず生徒を守り抜くという強い決意と態度で対応する。
- ⑥ 学校は、「学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめの防止等のための取組を実施する。
- ⑦ 学校は、教職員や地域人材、専門的知識を有する者等<sup>※</sup>からなるいじめの防止等のための組織を設置する。
- ※ 学校運営協議会委員、民生委員、教職経験者、スクールソーシャルワーカー等
- ⑧ 学校は、生徒のいじめ問題に対する意識を高めるとともに、豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図る。
- ⑨ 学校は、学校いじめ防止基本方針及びいじめの防止等のための取組が機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行う。
- ⑩ 学校は、学校警察連絡協議会等を活用するとともに、学校・警察連絡員(学警連担当者)を指定し、日常的に警察との連携体制の構築を図る。

## (2) 保護者の責務等

### (法第9条)

- 1 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

- ① 保護者は学校による指導と連携して、家庭において、いじめは絶対に許されないことをしっかりと子供に教育するよう努める。
- ② 保護者は、日頃より子供に声をかけ、子供の話をよく聴き、子供の些細な変化を見逃さないよう努める。また、子供の些細な変化に気が付いた時は、学校に相談する。
- ③ 保護者は、家庭において、子供に、基本的な生活習慣を身に付けさせ、規則正しい生活をさせる等して、心の安定を図るよう努める。

### (3) 生徒の役割

(法第4条) 児童等は、いじめを行ってはならない。

- ① 生徒は、お互いを認め合える人間関係作りに努める。
- ② 生徒は、発達段階に応じていじめの定義を理解した上で、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するよう努める。
- ③ 生徒は、いじめを発見したら、勇気をもって、そのことを周りの大人に相談したり、止めたりするなど、決して見逃さないよう努める。

### (4) 市民及び地域団体の役割

- ① 市民及び地域団体は、いじめは決して見逃してはならない行為であるという意識を持ち、生徒を温かく見守り、心身ともに健全に過ごすことができる環境づくりに努める。
- ② 市民及び地域団体は、生徒が地域住民とのつながりを深める行事や文化活動等を通して、生徒の社会性が育まれるよう努める。
- ③ 生徒の健全育成に関わる関係機関・団体<sup>\*</sup>は、それぞれの活動の趣旨を踏まえ、地域団体と連携し、生徒の健やかな成長を支援するよう努める。

※ 警察、児童館、児童相談所、民生・児童委員、新座市福祉部局、教育委員会 等

## 5 いじめの防止等のための組織

### (1) 学校いじめ問題対策委員会(学校及び教職員が設置する組織)

(法第22条)

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

#### ① 構成員

校長、教頭、いじめ問題担当者(生徒指導主任)、教務主任、各学年生徒指導担当者、教育相談主任、養護教諭、スクールソーシャルワーカー

※個々の事案に応じて:学年主任、学級担任、さわやか相談員、スクールカウンセラー 等を加える。

※必要に応じて:学校運営協議会委員、PTA、民生・児童委員、新座市教育相談室、児童相談所 等の参加を図る。

#### ② 活動内容

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ・ PDCAサイクルの実行による学校いじめ防止基本方針の年度毎の見直し

イ 教職員の共通理解と意識啓発

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

エ いじめの相談や通報の窓口

オ いじめやいじめが疑われる場合、生徒の問題行動などの情報の収集と記録、共有

カ いじめであるか否かの判断(傷つきがあるか否かの判断)

キ いじめ事案に対する組織的な対応

- ・ いじめの被害生徒に対する支援体制と対応方針の決定
- ・ いじめの加害生徒に対する指導体制と対応方針の決定

ク 保護者との連携

ケ 構成員の決定

コ 重大事態への対応

サ 上記に掲げるもののほか、いじめの防止等に関する事項

(2) 生徒で構成される組織

① 組織

学年及び学級

② 活動内容

ア いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめを見逃さない学校を作ろうとする意識づくり

イ いじめ撲滅に向けた話し合い等

## 6 いじめの防止等のための対応

(1) 学校及び学校の教職員の対応

① 学校は、全ての教育活動を通して、生徒を見守り、市内共通形式のアンケート等も活用しながら、面談等その他必要な措置を講ずることにより、生徒の些細な変化を見落とさず、いじめの早期発見に努めるとともに、記録を取り、情報の共有に資する。

② 学校は、保護者に対して、入学説明会や保護者会等を通じて、いじめ対応における学校への協力を求め、「学校いじめ防止対策基本方針」や相談窓口の周知等を行い、いじめ対策の普及啓発を図る。

③ 学校は、市民等からの通報があった際には、速やかに事実の確認と対応を行うとともに、教育委員会へ報告する。

④ 学校は、多様な子供たちの特性を踏まえ、特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。また、進級の際の学年間、あるいは小学校から中学校・中学校から高等学校等への進学時には学校間で、その特性や支援策について確実に情報共有し、切れ目ない支援の継続が図れるようにする。

⑤ 学校は、保護者や関係機関<sup>\*</sup>とも情報共有し、配慮が必要な生徒への支援について連携を図る。

※ 児童相談所、民生・児童委員、新座市福祉部局、教育委員会等

⑥ 学校は、いじめを受けた生徒の安全確保を第一に優先し、正確な状況把握のもと、必要に応じて、関係機関・団体と連携しながら適切かつ迅速な対応を行う。

⑦ 学校は、いじめを行った生徒に対しては、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関等と連携の下、毅然とした態度で指導する。その際、人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うという考えで指導し、その後の経過を見守る。

⑧ 学校は、いじめ問題にかかる校内研修を年に複数回実施し、教職員のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上を図る。

⑨ いじめが犯罪行為に相当し得る、また、連携して解決にあたる必要があると認められる場合には、警察への相談・通報を行う<sup>\*</sup>。また、そのことについて、あらかじめ保護者に対して周知を行う。

※令和5年2月7日付「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」を踏まえ、警察に相談・通報すべきいじめの事例等を参考とすること。

（例）暴行：ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。

強要：度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。

児童ポルノ：スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自身のスマートフォンに送らせる。

## (2) 保護者の対応

① 保護者は、家庭において、子供の様子をしっかりと把握し、些細な変化に気づいた時には直ちに学校に相談する等、学校と連携するよう努める。

② 保護者は、自分の子供がいじめの被害を受けたり、他の子供のいじめの事実を把握したりした場合には、直ちに学校に情報提供するなどして、学校と連携協力しながら対応するよう努める。

③ 保護者は、自分の子供がいじめの加害者となった場合は、学校に協力し、その解決を図るとともに、自分の子供を指導するよう努める。

④ 保護者は、誰でもいじめの被害者や加害者になり得ることを理解した上で、感情的に行動することなく、客観的、多面的に判断しながら、自分の子供や他の子供が安心して学校生活を送れるよう学校と連携しながら、いじめの問題に取り組むよう努める。

## (3) 生徒の対応

① 生徒は、一人で悩みを抱え込まず、必ず周りの人に相談する。

② 生徒は、友達から相談されたときは、しっかりと話を聞く。

③ 生徒は、友達の悩みを知ったり、様子の変化に気づいたりし、自分たちだけでは解決できないときは、周りの大人に相談する。

④ 生徒は、いじめを発見したら、勇気をもって周囲の大人や学校に知らせたり、相談したりするなど、いじめを決して見逃さないようにする。

## (4) 市民及び地域団体の対応

① 市民及び地域団体は、いじめを発見し、又はいじめが疑われる場合には、関係生徒に声をかけ、止めるよう努める。

② 市民及び地域団体は、いじめを発見し、又はいじめが疑われる場合には、学校等に通報するなど、情報の提供を行うよう努める。

③ 生徒の健全育成に関わる関係機関・団体は、地域団体と連携し機会を捉えていじめの問題に関する啓発活動を行うよう努める。

④ 生徒の健全育成に関わる関係機関・団体は、地域団体と連携し、生徒の様子を見守るよう努める。

- ⑤ 生徒の健全育成に関わる関係機関・団体及び地域団体は、積極的に地域の学校と連携を図り、いじめの予防や早期発見、その他いじめに係る取組に協力するよう努める。

## 7 いじめの防止等のための具体的な取組

### (1) 生徒アンケートによる実態把握と日常的な対応

- ① 市内共通様式のアンケートを毎月(8月を除く)実施し、潜在的ないじめの有無を確認する機会とする。
- ② アンケートの結果については、速やかに管理職に報告するとともに、全教職員で共通理解を図り、学校いじめ問題対策委員会、職員会議、学年会議、生徒指導部会等において、組織的に適切に対応できるようにする。また、毎月定期的に教育委員会にも報告する。
- ③ アンケート用紙の回収にあたっては、記入した内容が周りに分からないように十分配慮するとともに、紙面回答にて調査を実施する。
- ④ アンケート用紙は、実施後5年間の保存<sup>\*</sup>とし、教育委員会から指示があった場合は提出する。  
※ 5年後の年度末までの保存とする。(廃棄の際は、記録を取り、管理職が確認する。)

### (2) 保護者用チェックリストによる実態把握と情報共有

- ① 保護者の気づきをいじめ根絶に向けた情報として共有し、連携を深めるために保護者用チェックリストを配布し回収する。
- ② 紙面回答にて、調査を実施する。
- ③ 時期は、不登校が急増する5月末、9月末、1月末とし、全家庭に配布する。
- ④ 保護者からの申出があった場合は、担任もしくは保護者と信頼関係のある者が相談活動を行う。
- ⑤ アンケート用紙は、実施後5年間の保存<sup>\*</sup>とし、教育委員会から指示があった場合は提出する。  
※ 5年後の年度末までの保存とする。(廃棄の際は、記録を取り、管理職が確認する。)

### (3) 教師用チェックリストによる実態把握と個別案件への対応

- ① いじめ問題を発見する手立てとしての基本策である。紙面回答にて調査を実施する。
- ② 毎月1回実施し、生徒の様子を定期的に観察するとともに、実施後は、生徒指導部会内の担当者が集約し、速やかに校長、教頭に報告する。
- ③ 職員会議及び生徒指導部会等で情報を共有し、個別の案件について組織的に対応する
- ④ チェックリストは、実施後5年間の保存<sup>\*</sup>とし、教育委員会から指示があった場合は提出する。  
※ 5年後の年度末までの保存とする。(廃棄の際は、記録を取り、管理職が確認する。)

### (4) インターネットを通じて行われるいじめ防止の取組

- ① インターネットの利活用を通して、他律から自律へ向かう生徒のデジタル・シティズンシップ教育を推進する。
- ② 教職員は、ネットトラブル等を題材として、学級活動における指導を行う。
- ③ 学校は、生徒のインターネット利用に関する理解を深めるとともに、ネットトラブル等の危険性について意識啓発を図るため、警察職員、電気通信事業者等による非行防止教室を実施する。
- ④ 学校は、保護者のネットトラブル等に関する意識啓発を積極的に行うため、機会を捉えて適切な情報提供を行う。

⑤ 学校は、フィルタリングの必要性について、生徒及び保護者に対し、機会を捉えて意識啓発を図る。

⑥ PTAが主体となってネットトラブル等の防止のための取組を行う場合は、学校も協力し、取組の支援を行う。

#### (5) 学級経営

##### ① 安心して生活できる居場所づくり

- ・ 教職員は、生徒の気持ちを共感的に受け止める。
- ・ 教職員は、生徒に、学級で責任を果たすことのできる役割を与える。
- ・ 教職員は、学級のルールを基盤に、公正さを欠かない姿勢を持ちつつ、生徒の多様性を理解し、柔軟に学級経営にあたる。

##### ② 生徒同士、教職員との人間関係づくり

- ・ 教職員は、生徒に、自分のよさに気付かせるとともに相手のよさにも気付かせ、互いの違いを認めることができるようにする。
- ・ 教職員は、多様性を認め合う学級風土を醸成する。
- ・ 教職員は、授業や給食清掃指導、行事等、全ての教育活動の中で、生徒に自己有用感、自己効力感をもたせられるよう意識した指導を努める。
- ・ 教職員は、公正かつ柔軟なリーダーとフォロワーを組織する。

#### (6) 学習指導

① 教職員は、各教科において、一人一人の考えや意見が尊重され、自他の違いを認め合うような授業を展開し、学ぶ喜びや学び合う楽しさを味わわせるようにする。

② 教職員は、学業不振やその心配のある生徒には補習などの学習支援を行い、学習意欲を喚起、持続できるようにする。

③ 教職員は、校内研修、公開授業等で授業を見合う等、研究と修養に努め、授業改善にあたる。

④ 教職員は、インクルーシブの理念に基づいた特別支援教育を推進する。

⑤ 教職員は、道徳の時間を要として、生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断等、規範意識や道徳性を身に付けさせる。

#### (7) その他

① さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携

② 担任外教諭、養護教諭、特別支援教育支援員等との情報交換

③ 新座市教育相談室との連携

## 8 重大事態への対処

(法第28条)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(法第30条)

地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

法第28条にあるように、「重大事態」とは、いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い(1号重大事態)」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い(2号重大事態)」があるときをいう。

重大事態が発生した場合、学校及び学校の教職員は、事実我真摯に向き合い、法や国の基本方針に則り、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年8月改訂版)(以下、ガイドラ

イン)に基づく対応を適切に実施する。その際、風評等により関係者に二次的被害が発生しないよう、十分に配慮を行う。また、保護者、生徒、市民及び地域団体は、その責務と役割に応じ、重大事態に係る調査に協力する。

#### (1) 学校の対応

- ① 学校は、重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。)は、直ちに教育委員会に報告(第一報)する。また、判断に悩む場合も、教育委員会に相談する。
- ② いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行う。
- ③ 学校は、教育委員会の指示及びガイドラインに基づき、学校いじめ問題対策委員会を中心として、適切かつ迅速な対応を組織的に実施する。

#### (2) 保護者及び生徒の対応

保護者及び生徒は、重大事態に係る調査に協力する。

#### (3) 市民及び地域団体の対応

市民及び地域団体は、必要に応じて、重大事態に係る調査に協力する。

#### (4) その他

- ① 重大事態の定義を、予め全関係者が理解しておく。
- ② いじめられて重大事態に至ったという申出が生徒や保護者からあったときは、学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして 学校の設置者へ報告し、調査等に当たる。
- ③ 学校は、法第22条に基づく組織(学校いじめ問題対策委員会)を母体とする調査組織を設置し、当該重大事態に関する調査を行う。
- ④ 上記③の調査では十分な結果が得られないと判断できる場合、学校は教育委員会と連携して、新座市いじめ防止対策審議会による調査を諮問する。
- ⑤ 本調査は、文部科学省策定のいじめ重大事態の調査に関するガイドラインに基づき適正に実施する。

## 9 学校いじめ防止方針の取扱いについて

- ① 毎年度、学校いじめ防止基本方針にある各施策の効果を検証し、当該方針の見直しを検討する。
- ② 検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。
- ③ 学校いじめ防止基本方針は、生徒、保護者、地域に公表する。